

小国町白い森交流センターの管理運営に関する協定書（案）

小国町（以下「甲」という。）と、指定管理者（以下「乙」という。）とは、小国町白い森交流センターの管理運営に関し、次の条項により協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理施設及び業務の範囲）

第3条 乙は、小国町白い森交流センター条例に基づき、別表1に掲げる施設（以下「施設等」という。）の指定管理者として、次の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 施設等の設置目的に沿った管理運営に関すること。
- (2) 施設等の利用手続き及び利用料金の徴収に関すること。
- (3) 施設等及び附帯する設備の維持管理に関すること。
- (4) その他管理運営に関して必要なこと。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法、小国町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、小国町白い森交流センター条例及びその他関係する法令等のほか、本協定、管理運営仕様書、募集要項等及び管理計画書の定めるところに従い履行するものとする。

- 2 指定期間中、施設等にかかわる事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は迅速に必要な措置を講じるとともに、甲に対して速やかに報告するものとする。

（指定期間）

第5条 乙が指定管理者として当該施設等の管理運営を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（管理費）

第6条 甲は、施設等の管理費として、乙に対し、年額 円を支払うものとする。今後、消費税が改正された場合は、改正後の消費税率を適用した金額とする。

- 2 管理費の額を変更すべき事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（管理費の支払い）

第7条 甲は、前条第1項の管理費を、別表2の支払計画書により、乙の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（利用料金の取扱い）

第8条 施設等の利用者から徴収した利用料金は、乙の収入とする。

（利用料金の設定及び承認）

第9条 施設等の利用料金は、小国町白い森交流センター条例に規定する範囲内において乙が設定するものとする。ただし、この場合あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（修繕等の費用負担等）

第10条 施設等の機能を維持するための修繕、補修及び物品の購入（以下「修繕等」という。）は、乙が行うものとする。ただし、甲乙協議の上、その規模内容等から乙により難しいものについては、甲が行うものとする。

2 施設等の消耗品類に係る更新は、乙が自己の費用において行うものとする。

3 乙は、第1項の修繕等を行うときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（物品の帰属）

第11条 乙が利用料金収入及び管理費の範囲内で行った修繕等及び消耗品類の更新は、甲の所有に属するものとする。

（第三者による実施）

第12条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、その限りではない。

（業務状況の聴取等）

第14条 甲は、施設等の管理の適正を期するため、乙に対し、業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第15条 甲は、乙が前条の指示に従わないとき、その他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

3 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じたときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第16条 乙は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度途中において前条第1項の規定により指定を取消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況又は利用状況

（2）利用料金の収入実績

（3）管理経費の収支状況

（4）その他甲が別に定める事項

（個人情報の取扱い）

第17条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第18条 乙は、その指定の期間が満了したとき、第15条第1項の規定により指定を取り消されたとき又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第20条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第21条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を得なくてはならない。その際、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(疑義についての協議)

第22条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地
小 国 町

乙

(別表 1)

管 理 施 設

名 称 小国町白い森交流センターりふれ

所在地 小国町大字五味沢 5 1 3 番地及び小国町大字五味沢 5 1 1 - 8 番地

施設名	数量・規模	構造等
宿泊棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
研修棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
木工館	1 棟	木造平屋建
木工体験館	1 棟	木造高床一部 2 階建
多目的広場	1	
管理棟 (洗心亭)	1 棟	木造高床平屋建
交流棟 (能舞台)	1 棟	木造高床平屋建
屋外休憩所 (憩いの家)	1 棟	木造平屋建
屋外展望露天風呂	1 棟	木造平屋建
炭焼き小屋	1 棟	
公衆トイレ	1 棟	
親水用水路	1 式	
親水池	1	
つどいの丘	1	
自然観察園	1	
水生植物園	1	
栗園	1	
連絡橋 (かじか橋)	1	
オートキャンプサイト	8 0 区画	
管理棟	1 棟	
交流棟	1 棟	
炊事棟	1 棟	
倉庫	1 棟	
トイレ棟	4 棟	
シャワー棟	1 棟	
受水槽棟	1 棟	
駐車場		
その他エリア内施設		

(別表 2)

管理費支払計画書

(単位：円)

	支払い月	管理費の額
4 月～ 6 月分	4 月	
7 月～ 9 月分	7 月	
1 0 月～ 1 2 月分	1 0 月	
1 月～ 3 月分	1 月	
計		